



平成27年4月16日

各 位

会 社 名 テックファーム株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 千原 信悟  
(JASDAQ・コード番号 3625)  
問 合 せ 先 取締役副社長CFO 永守 秀章  
(TEL. 03 - 5365 - 7888)

## 会社分割による持株会社体制への移行及び 商号変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月16日開催の取締役会において、平成27年7月1日を効力発生日として新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）を行い持株会社体制へ移行することを決議いたしました。また、持株会社体制への移行に伴う商号変更及び事業目的の変更に係る定款の一部変更並びに取締役及び監査役の責任限定契約に係る定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、当社は平成27年7月1日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号を変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定です。

なお、上記は、平成27年6月18日開催予定の当社臨時株主総会における承認及び本新設分割の効力発生を条件としております。

また、本新設分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

### 記

#### I. 本新設分割による持株会社体制への移行

##### 1. 移行目的

当社グループは、蓄積した技術やノウハウを「技術サービス」として提供すること、「ITの発展」に寄与すること、「社員の成長」を通じて「顧客の価値創造」を実現し、社会への貢献に努めていくことを経営理念とし、この経営理念を実現すべくグループ全体で企業価値の向上に邁進しております。

当社グループがさらなる企業価値の向上を図るためには、当社グループが開発及び運用・保守サービスの多種多様な案件に対応するため、外部パートナーとの連携を強化するとともに、優秀な人材の確保が急務であると認識しており、開発力強化のためのM&A、また、平成27年1月29日に公表いたしました株式会社E B Eの株式取得をはじめとするソフトウェア開発を中心としたソリューションの受託開発事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出を目的としたM&Aや資本業務提携先との協業による事業展開が必要不可欠であります。

そのためには、各事業会社における権限及び責任体制の明確化を図り、当社グループを取り巻く

環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが必要不可欠と判断し、持株会社体制への移行を決議いたしました。

## 2. 本新設分割の要旨

### (1) 本新設分割の日程

新設分割計画書承認臨時株主総会基準日	平成27年 3月31日 (火)	
新設分割計画書承認取締役会	平成27年 4月16日 (木)	
新設分割計画書承認臨時株主総会	平成27年 6月18日 (木)	(予定)
分割効力発生日	平成27年 7月 1日 (水)	(予定)

### (2) 本新設分割の方式

当社を分割会社として、新設する「テックファーム株式会社」(以下、「新設会社」といいます。)を承継会社とする新設分割の方法によります。(当社は平成 27 年 7 月 1 日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号変更予定)

### (3) 本新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に際し、新設会社は普通株式 1,000 株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

### (4) 本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行した新株予約権の取扱いについて、本新設分割による変更はありません。

### (5) 本新設分割により増減する資本金

当社の資本金について、本新設分割による増減はありません。

### (6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、平成 27 年 4 月 16 日付「新設分割計画書」に定めるところにより、当社が分割事業に関して有する、本新設分割の効力発生日時点の資産・負債その他権利義務を承継いたします。なお、新設会社が承継する債務については、当社が重畳的債務引受を行うものとします。

### (7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社は、本新設分割の効力発生日以降に履行すべき債務の履行を担保するのに足る資産を有しており、当社及び新設会社の負担すべき債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

### 3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 27 年 1 月 31 日現在)	新設 (承継) 会社 (平成 27 年 7 月 1 日設立予定)
(1) 名称	テックファーム株式会社 (平成 27 年 7 月 1 日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号変更予定)	テックファーム株式会社
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号	同左
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 千原 信悟	代表取締役社長 CEO 千原 信悟
(4) 事業内容	ソフトウェア受託開発及び運用・保守	ソフトウェア受託開発及び運用・保守
(5) 資本金	621 百万円	100 百万円
(6) 設立年月日	平成 3 年 8 月 30 日	平成 27 年 7 月 1 日 (予定)
(7) 発行済株式数	6,380,000 株	1,000 株
(8) 決算期	7 月 31 日 (平成 27 年 7 月 1 日付で 6 月 30 日に変更予定)	6 月 30 日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ 10.00% 筒井 雄一郎 7.15% 株式会社エクシング 5.02% 小林 正興 4.98% 株式会社読売新聞東京本社 4.14% 株式会社ミライト 3.13% 山村 慶子 3.04% 志村 貴子 2.74% 株式会社 SBI 証券 2.70% 日本証券金融株式会社 2.27%	テックファームホールディングス株式会社 100%

#### (10) 分割会社の前連結会計年度の財政状態及び経営成績

決算期	平成 26 年 7 月期
純資産	1,576,581 千円
総資産	2,245,086 千円
1 株当たり純資産	260.03 円
売上高	3,498,670 千円
営業利益	133,972 千円
経常利益	130,828 千円
当期純利益	△8,327 千円
1 株当たり当期純利益	△1.39 円

#### 4. 分割する事業部門の概要

##### (1) 分割する部門の事業内容

ソフトウェア受託開発及び運用・保守

##### (2) 分割する部門の経営成績（平成26年7月期）

	分割する事業(a)	連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	3,498,670千円	3,498,670千円	100.0%

##### (3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成27年1月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,125,759千円	流動負債	252,286千円
固定資産	106,918千円	固定負債	0千円
資産合計	1,232,677千円	負債合計	252,286千円

(注) 上記は、平成27年1月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除した上で確定いたします。

#### 5. 本新設分割後の状況（予定）

	分割会社	新設（承継）会社
(1)名称	テックファームホールディングス株式会社	テックファーム株式会社
(2)所在地	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	同左
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 永守 秀章	代表取締役社長 CEO 千原 信悟
(4)事業内容	グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理	ソフトウェア受託開発及び運用・保守
(5)資本金	621百万円	100百万円
(6)決算期	6月30日	6月30日

#### 6. 今後の見通し

本新設分割は当社による単独新設分割であるため、当社の連結業績に直接的な影響はありません。

(参考) 当期業績予想及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
当期個別業績予想 (平成27年6月期)	3,600百万円	180百万円	170百万円	100百万円	16.53円
前期連結実績 (平成26年7月期)	3,498百万円	133百万円	130百万円	△8百万円	△1.39円

(注) 平成27年6月期の連結業績予想につきましては、現時点では未定となります。

## II. 商号変更及び定款の一部変更

### 1. 変更の理由

- ① 上記 I のとおり、当社は平成 27 年 7 月 1 日付での本新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号及び定款の一部を変更いたします。（第 1 条及び第 2 条並びに附則第 2 条）
- ② 平成 27 年 1 月 29 日付「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更並びに決算期変更に伴う業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、海外子会社を含め当社グループ全体として決算期を統一することで、事業の一体運営の推進及びより適時・適切な経営情報の開示、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るために、当社の決算期を変更することに伴い、定款の一部を変更いたします。（第 10 条及び第 43 条から第 45 条並びに附則第 1 条）
- ③ 平成 27 年 5 月 1 日に施行される改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款の一部を変更いたします。なお、定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。（第 30 条及び第 39 条）

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、テックファーム株式会社と称し、英文では、Techfirm Inc. と表示する。	第 1 条 当社は、テックファームホールディングス株式会社と称し、英文では、Techfirm <u>Holdings</u> Inc. と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の <u>事業</u> を営むこと <u>並びに</u> 次の <u>事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理</u> することを目的とする。
(1)～(9) (条文省略)	(1)～(9) (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(基準日)	(基準日)
第 1 0 条 当社は、毎年 <u>7 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	第 1 0 条 当社は、毎年 <u>6 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)

<p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は毎年<u>8月1日</u>から翌年<u>7月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 剰余金の配当は、毎年<u>7月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 剰余金の配当は、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>定款第43条(事業年度)の規定にかかわらず、平成26年8月1日から始まる第24期事業年度は、平成27年6月30日までの11ヶ月間とする。なお、本条は平成27年6月30日をもってこれを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、平成27年6月18日開催予定の当社臨時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が生ずることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本条は当該新設分割の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

### 3. 定款変更の日程

定款変更承認臨時株主総会基準日	平成27年3月31日(火)	
定款変更承認臨時株主総会	平成27年6月18日(木)	(予定)
定款変更(上記②及び③)効力発生日	平成27年6月18日(木)	(予定)
定款変更(上記①)効力発生日	平成27年7月1日(水)	(予定)

以 上